

「リコネ」利用規約

本利用規約（ソフトウェアに関する規約を含みます。以下同じ。）は、株式会社 HUMAN LIFE（以下「当社」）の提供する本サービス等（第1条に定義します。）をご利用いただく全ての方（以下「お客様」）に共通して適用されます。

第1条 定義

本利用規約において使用する用語の意味は、別段の定めのない限り、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「顧客」とは、お客様が本サービス等を利用して、顧客となるよう宣伝・広告その他の営業活動を行う対象たる法人又は個人をいいます。
- (2) 「個別利用条件」とは、特定の当社サービスに関して、本利用規約とは別に「約款」、「規約」、「ガイドライン」、「ポリシー」等の名称で当社が配布又は掲示し、当該サービスの利用の際に適用される利用条件のことをいいます。
- (3) 「リコネ利用申込書」とは、本利用規約第2条に基づき、お客様から当社に提出される、当社所定の本サービス等に関する利用申込書をいいます。
- (4) 「不正アクセス等」とは、不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入をいいます。
- (5) 「本サービス」とは、当社がお客様に対し提供する、本ソフトウェアを用いてお客様の潜在顧客に対して架電し、顧客となるよう営業を行うかご落ちサービス「「リコネ」をいいます。
- (6) 「本サービス等」とは、本サービスと本ソフトウェアを総称したものをいいます。
- (7) 「本サービス等に関する契約」とは、本利用規約及びリコネ利用申込書に基づき、当社とお客様の間で締結される本サービス等に関する利用契約をいいます。
- (8) 「本商標」とは、当社が保有する本ソフトウェアに関する商標（商標登録第6864285号「リコネ」）をいいます。
- (9) 「本ソフトウェア」とは、当社が開発しその権利を保有する本サービスに供するプログラム及び関連プログラムを併せたものをいい、将来提供されるプログラムの改良版及びその関連プログラムを含みます。
- (10) 「本目的」とは、お客様が本サービス等を用いて顧客に対して宣伝・広告その他の営業活動を行うことをいいます。

(11) 「秘密情報」とは、本利用規約に関連して、口頭、図面、資料、書面等の手段を問わず当社から開示された一切の情報をいいます。

第2条 本サービス等の利用の手続

- お客様は、本サービス等の利用の前提条件として、リコネ利用申込書をご提出いただきます。
- お客様は、本サービス等を実際に利用いただくことにより、本利用規約に同意いただいたものとみなされます。

第3条 利用料

お客様は、当社に対し、リコネ利用申込書の記載に従い、本サービスの利用料を支払います。

第4条 本サービス等の利用

- 当社は、本利用規約に従い、本サービス等をお客様に提供し、お客様は、本目的の範囲内で本サービス等を利用します。
- 当社は、本利用規約に基づきお客様が本サービス等を使用するとしても、当社の商号及び本商標の使用を許諾するものではありません。
- 当社は、お客様に対し個別に通知又は連絡することにより、アプリケーションの利用範囲、アクセス回数、アクセス時間、表示その他の当社が定める制限を加えることができるものとし、お客様はこれに従うものとします。
- 本サービス等の仕様に沿った環境は、当社が定めるものとし、お客様はお客様の責任と負担でこの仕様環境を満たす必要があります。当社は、お客様の承諾を得ることなく、本サービス等の仕様環境を変更することができます。
- 当社は、お客様に対し、本利用規約に定める範囲で、本ソフトウェアの使用を許諾するものであり、お客様は、本利用規約により、本ソフトウェア、その派生物及び本ソフトウェアにより提供されるデータに係る著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の権利を取得するものではありません。

第5条 法令遵守

1. お客様は、お客様の顧客との間で締結する契約その他顧客との間で一般に適用される利用規約その他一切の契約のいずれかの条項において、顧客の情報を当社に提供することについて、事前の同意を得るものとします。
2. お客様は、顧客情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本利用規約に従って取り扱うものとします。
3. 前項の他、お客様は、本サービス等の利用にあたり、特定商取引に関する法律、不当景品及び不当表示防止法、消費者契約法、刑法、その他お客様に適用のある全ての法令を遵守するものとします。

第6条 本サービス等の利用の制限又は停止

当社は、以下の各号のいずれかの場合は、何らの損害賠償責任を負うことなく、本サービス等の利用を制限又は停止することができます。

- (1) 定期的な保守が必要な場合
- (2) 緊急のセキュリティ対策が必要な場合

第7条 免責・非保証

1. 当社は、お客様に対して、本ソフトウェアの動作保証、本目的への適合性の保証、使用結果についての的確性及び信頼性の保証のいずれも行うものではありません。
2. 当社は、お客様に対して、本ソフトウェアがお客様に適用のある法令、お客様の所属する業界団体の内部規則等に適合することの保証を行うものではありません。
3. お客様は、本ソフトウェアの利用に関し、コンピューターウィルスへの感染防止、不正アクセス等又は情報漏えいを防止するために必要な安全対策を、お客様の責任と負担において講じるものとします。お客様がこれらの安全対策を怠ったことにより生じた損害又は損失の責任は、全てお客様の負担とします。

第8条 責任の制限

1. 当社が、お客様に対し、本サービス等に関する契約に関連して負担する損害賠償責任の範囲は、その原因の如何にかかわらず、お客様が直接かつ現実に被った通常の損害に限るものとし、お客様における、ビジネス機会の喪失、信用の毀損、電子機器の誤作動、プログ

ラム、データの消失、破壊、削除の結果生じた損害又は逸失利益については、何ら責任を負わないものとします。

2. 前項により当社が損害賠償責任を負う場合であっても、法令による別段の定めがない限り、お客様が当社に対して救済を求めることができる損害賠償額の総額は、お客様が当社に対し過去3ヶ月間に支払った本サービス等の利用料の合計額を上限とします。

第9条 競合の禁止

お客様は、本サービス等に関する契約の有効期間内においては、本サービス又は本ソフトウェアと類似又は競合するサービス及びソフトウェア等の開発、提供又は販売その他名称の如何を問わず、いかなる競合行為も行わないものとします。

第10条 損害賠償

当社は、お客様が本利用規約のいずれかの条項に違反し、これにより損害を被った場合、当該損害の賠償を請求することができます。

第11条 個別利用条件

当社の特定のサービスについては、本利用規約のほかに、個別利用条件が設けられている場合があります。本利用規約と個別利用条件が異なっている場合には、特段の定めがない限り、当該当社サービスに関しては個別利用条件が本利用規約に優先して適用されるものとします。

第12条 反社会的勢力（暴力団員等）の排除

1. お客様は、当社に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行いません。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、お客様が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本サービス等に関する契約を解除することができます。
4. 前項の規定の適用によりお客様に損害が生じた場合にも、当社は何らの損害賠償責任を負いません。

第13条 秘密保持義務

お客様は、本サービス等に関する契約に関連して知り得た当社の秘密情報を、本サービス等に関する契約の有効期間中及び本サービス等に関する契約終了後も厳に秘密として保持し、当社の事前の書面等による承諾なしに、正当な理由なく、第三者に開示、提供、漏洩し、又は本サービス等に関する契約の履行以外の目的に使用してはなりません。

第14条 解約・解除

1. 当社は、お客様に対し1ヶ月前に通知することにより、いつでも、本サービス等に関する契約を解約することができます。
2. お客様が次の各号の一つでも該当する場合には、何らの通知又は催告なく、当社は、本サービス等に関する契約を直ちに解除できます。
 - (1) 本利用規約について重大な違反があったとき
 - (2) 監督官庁より営業の取消、停止その他の処分を受けたとき

- (3) 仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき（第三債務者の場合を除きます。）
 - (4) 支払停止、支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続、特別清算手続等の倒産処理手続の申立原因を生じ、又はこれらの申立を受けもしくは自らこれらの申立をしたとき
 - (5) 合併によらずして解散したとき
 - (6) 「リコネ」SMS利用規約に基づき本契約が解除されたとき
 - (7) その他本サービス等に関する契約の継続が困難と判断する相当の事由が生じたとき
3. 当社は、お客様が次の各号の一つでも該当する場合には、相当の期間を定めて催告の上、本ソフトウェアの使用を停止し又は本サービス等に関する契約を解除することができるものとします。
- (1) 本利用規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決定した場合
 - (3) お客様の業務の健全かつ適切な運営が確保されていないおそれがあると当社が合理的に認めた場合
4. 前2項の規定の適用によりお客様に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第15条 契約終了時の措置

1. 本サービス等に関する契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、お客様は、本ソフトウェア及び本サービス等に関する派生物並びにこれらに関連する資料の全ての利用を停止し、終了するものとします。
2. 本サービス等に関する契約が終了した後も、本利用規約の第5条、第7条から第10条、第13条、本項、第16条から第18条、ソフトウェアに関する規約の第5条を除く全ての条項は有効に存続するものとします。

第16条 権利義務等の譲渡禁止

1. お客様は、当社の事前の書面等による承諾のない限り、本サービス等に関する契約上の地位及び本サービス等に関する契約より生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはなりません。
2. お客様は、当社の事前の書面等による承諾のない限り、本ソフトウェアを第三者に利用させてはなりません。

第 17 条 本利用規約の変更

1. 当社は、以下の各号のいずれかの場合には、本利用規約を変更することができます。
 - (1) 本利用規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本利用規約の変更が、契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理性があるとき
2. 前項第 1 号の変更の場合、当社は、本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容及び効力発生日を、当社ウェブサイトに表示し、又は当社が定める方法によりお客様に通知することによりお客様に周知します。
3. 第 1 項第 2 号の場合、当社は、その変更の周知は効力発生日から相当な期間前までに行うものとします。変更後の本利用規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

第 18 条 準拠法及び管轄

1. 本利用規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本利用規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

ソフトウェアに関する規約

第1条 仕様変更

- 当社は、本ソフトウェアの仕様を、お客様に対して事前に通知することなく、変更することができます。
- 当社は、本利用規約により、本ソフトウェアの改訂版及び改良版、追加機能、サポート等の提供義務を負うものではありません。

第2条 不正アクセス等発生時の対応

- お客様は、本ソフトウェアに関し、不正アクセス等もしくは不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん等が発生した場合、又は不正アクセス等によるこれらの具体的な可能性を認識した場合、直ちに当社に報告します。
- 前項の場合、当社及びお客様は、速やかに実施可能な対策を講じた上で、協力して原因の究明及び対策を行います。当社は、十分な対策が講じられるまでの間、何らの損害賠償責任を負うことなく、本ソフトウェアの使用を制限又は停止することができます。
- お客様は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう、必要なアクセスログの記録及び保存を行うものとします。

第3条 障害等発生時の対応

- お客様は、本サービス等の継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（本サービスの提供を利用するシステムに関する重大なシステム障害、本サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害及び本サービスの提供に関与するお客様又はお客様の外部委託先の従業員による不祥事の発生などを含みますがこれらに限られません。以下「障害等」）が発生した場合には、直ちに当社に報告するものとします。
- 障害等が発生した場合、当社及びお客様は、協働して当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置（以下「損害軽減措置」）をそれぞれ講じます。この場合において、当社及びお客様は、損害軽減措置を講じるために合理的かつ適正な範囲内で、相手方に対して障害等が発生した状況その他の情報の開示を求めることができ、開示を求められた当事者は、合理的かつ適正な範囲内でこれに応じなければなりません。

3. お客様は、第1項の障害等がお客様又はお客様の設備に起因する場合、お客様の負担で、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに本サービスの復旧に必要となる措置を講じ、当該障害等の内容と復旧措置について、当社に対し回答します。

第4条 顧客への補償

1. お客様は、お客様の責めに帰すべき事由により、顧客に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、お客様の責任と負担により、顧客に生じた損害を賠償又は補償します。
2. 前項の場合で、当社がお客様の顧客に生じた損害を顧客に対して賠償もしくは補償した場合、又はやむを得ない合理的な事由により顧客に生じた損害を賠償もしくは補償した場合、当社は、顧客に賠償又は補償した損害をお客様に求償することができます。

第5条 モニタリング・監督

1. 当社は、お客様のセキュリティ、顧客保護又は経営状況が当社の定める基準を満たしていない可能性があると合理的に判断する場合、お客様に対し、セキュリティ、顧客保護又は経営状況について、報告及び資料提出を求めることができるものとし、お客様は、実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとします。
2. 当社は、お客様のセキュリティ、顧客保護又は経営状況が当社の定める基準を満たしていない可能性があると合理的な事由により判断する場合、お客様の同意を得て、自ら又は当社が指定する者による立入り監査を実施することができ、お客様は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとし、実務上可能な範囲内でこれに協力するものとします。
3. 当社は、前2項の結果、必要があると合理的な事由により判断するときは、お客様に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと合理的に判断するときは、7日前までにお客様に通知の上、本サービス等の利用を制限又は停止することができるものとします。

第6条 免責

1. 当社は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力によりお客様に生じた損害について責任を負わないものとします。

2. 当社は、明示黙示を問わず、次の各号に定める事項についていかなる種類の保証もしないものとし、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 本ソフトウェアの正確性、信頼性、完全性、確実性、有用性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性、可用性等
 - (2) エラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵がないこと、本ソフトウェアにコンピューター ウィルス等の有害情報が含まれないこと
 - (3) アクセス過多その他の予期できない事情により表示速度の低下、障害その他の不都合が生じること
 - (4) 前2号に類する事項
3. 当社は、お客様に対し、別途お客様と合意する場合を除き、本サービス及び本ソフトウェアのための技術支援、保守、機能改善等の役務を提供する義務を負いません。

第7条 禁止行為

お客様は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本利用規約に定められた条件以外で本ソフトウェアの全部又は一部を使用する行為
- (2) 本ソフトウェア又は本ソフトウェアを経由してアクセスする当社のシステムもしくはプログラムの全部又は一部（以下、これらの内容に関する情報を含め、「当社のシステム等」）を、複製もしくは改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングする行為
- (3) 本ソフトウェアを第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースする行為
- (4) 当社、当社の提携先、お客様以外の本ソフトウェアの使用許諾先その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害する行為
- (5) 本ソフトウェアを第三者のシステム又はソフトウェアと連携する行為
- (6) 本ソフトウェアに対する第三者のアクセスを妨害する行為
- (7) 当社の運営するサイト、サーバー、当社のシステム等に関し、コンピューターウィルスを 感染させ、ハッキング、改ざん、もしくはその他の不正アクセスを行う等、当社のシステム等の安全性を低下させる行為
- (8) 当社のシステム等の負荷を著しく増加させる行為
- (9) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する 行為

(10)前各号に類する行為

第8条 知的財産権

1. 本ソフトウェアに関する著作権その他一切の知的財産権は、当社に帰属し、本利用規約に基づく本ソフトウェアの使用許諾は、当社からお客様に対し、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を一切譲渡するものではありません。
2. 当社は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証するものではありません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求等（お客様と第三者との間の紛争を理由にお客様からなされる請求並びに以下の各号に基づく場合を含みますが、これらに限りません。）に関しても、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) お客様が、本ソフトウェアを変更し、又は当社の指定した稼働環境以外の環境でこれを使用したことによって、第三者の知的財産権の侵害が生じたとき
 - (2) 本ソフトウェアを、当社以外の者が提供した製品、データ、装置又はビジネス手法とともに結合、操作又は使用した場合で、それらの製品、データ、装置又はビジネス手法に起因して侵害が生じたとき
3. 前2項にかかわらず、お客様は、本ソフトウェアに関し、第三者から知的財産権の侵害の申立て（警告を含みます。以下同じ。）を受けたときは、速やかに、当社に対し申立ての事実及び内容を通知するものとします。
4. 知的財産権の侵害等を理由として、本ソフトウェアの将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、当社は、(i) 権利侵害のない他のソフトウェア等との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 繼続使用のための実施又は利用権の取得のいずれかの措置を講ずることができます。
5. 知的財産権の侵害等を理由として、本ソフトウェアが将来に向けて使用できなくなった場合、当社は、何らの損害賠償責任を負うことなく、将来に向かって本サービス等に関する契約を解除することができます。
6. 本条は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害した場合の当社の責任のすべてを規定しかつ限定するものであり、当社は、本条の定めを超えていかなる損害賠償及び侵害除去に対する責任も負いません。

附則

2025 年 7 月 19 日制定